

# 千葉県特別支援教育就学奨励事業実施要綱

平成24年12月14日制定

平成25年5月15日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月9日一部改正

平成28年4月1日一部改正

(事業の実施)

第1条 千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育の機会均等の趣旨に則り、特別支援教育を受ける幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費について、その全部又は一部を扶助する事業(以下「就学奨励事業」という。)を実施する。

- (1) 教科用図書を購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費
- (4) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学用品の購入費

2 就学奨励事業は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則(昭和29年文部省令第20号)、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下「算定要領」という。)、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料及びこの要綱に基づき実施する。

(児童等)

第2条 前条第1項に規定する特別支援教育を受ける児童等は、次の各号に掲げる者をいう。

また、これらの児童等が就学する学校を「各学校」という。

- (1) 千葉県の設置する特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒。
- (2) 千葉県に包括される市町村の設置する特別支援学校(以下「市立特別支援学校」という。)に就学する幼児、児童又は生徒。
- (3) 千葉県の設置する中学校に就学する、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒。

(就学奨励費)

第3条 教育委員会が就学奨励事業により保護者等へ扶助する経費を特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)という。

(支弁区分)

第4条 保護者等の負担能力は令及び算定要領に基づき区分することとし、教育委員会がこれを決定する。

2 前項により決定した区分を「支弁区分」という。

(支弁対象経費)

第5条 就学奨励費の対象となる経費を「支弁対象経費」という。

2 支弁対象経費の範囲及び支弁区分による支弁の割合等は、別記に掲げるとおりとする。

(就学奨励費の支給)

第6条 就学奨励費は、各学校の学校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等へ支給する。

ただし、令第4条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。

(支給の時期等)

第7条 就学奨励費の支給の時期は、各学校の学校長が決定する。

2 各学校の学校長は、就学奨励費の支給に当たり、保護者等に支給明細書(任意様式)を交付する。

(市立特別支援学校の特例)

第8条 市立特別支援学校の学校長は、前条の規定により支給する就学奨励費について、次の各号に定める書類を教育委員会へ提出する。

(1) 特別支援教育就学奨励費請求書(第1号様式)

(2) 特別支援教育就学奨励費総括表(第2号様式)

(3) 特別支援教育就学奨励費個人別内訳書(第3号様式)

2 教育委員会は、前項の書類を審査の上、市立特別支援学校の学校長が指定する口座に、第5条の規定により支給する就学奨励費を送金する。

(就学奨励費の返還)

第9条 各学校の学校長は、次の各号の一に該当する保護者等に対し、就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 保護者等が就学奨励費を目的外に使用した場合

(2) 保護者等の事情により、就学奨励費の全部又は一部がなくなった場合

(3) 保護者等が就学奨励事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月15日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく  
保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領

I 趣 旨

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条の規定により支弁すべき経費の額を決定するための収入額及び需要額の算定方法は、この要領の示すところによる。

また、この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に定める就学奨励事業以外の予算補助により実施される特別支援学校、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に係る就学奨励事業についても適用する。

II 収入額及び需要額に関する資料の提出等

1. 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる保護者等に対し、その属する世帯の収入額及び需要額の算定に必要な資料（以下「収入額・需要額調書」という。）を、提出させるものとする。なお、(1)及び(2)号については、校長を経由するものとする。

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| (1) 都道府県の教育委員会                      | 公私立の特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、都道府県が設置する中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する生徒又は特別支援学級の生徒の保護者等          |
| (2) 市町村の教育委員会                       | 公私立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等                   |
| (3) 国立大学法人の附属特別支援学校、附属小学校又は附属中学校の校長 | 国立の特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等 |

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、令第2条第3号該当者とみなし、この場合は、収入額・需要額調書の提出をそれぞれが確認できる書類にかえることができる。

- (ア) 世帯の収入額が令第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の給付を辞退する幼児、児童又は生徒の保護者等
- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設若しくは指定療育機関等に入所若しくは入院し、当該施設等において、就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている特別支援学校、小学校若しくは中学校の児童又は生徒の保護者等
2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である特別支援学校の幼児、児童又は生徒の保護者等は、令第2条第1号該当者とみなし、この場合は、都道府県の教育委員会及び附属特別支援学校の校長

は、収入額・需要額調書のほか、要保護者であることを証明する書類を併せて提出させるものとする。

### Ⅲ 収入額・需要額調書の記載

1. 収入額に関しては、当該年度に保護者等及び保護者等の属する世帯員が納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった次の額により記載するものとする。ただし、Ⅱ－2に該当する保護者等にあつては記載を要しない。
  - (1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）
  - (2) 社会保険料、生命保険料及び地震保険料の控除額
2. 需要額に関しては、生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）による生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準の額を測定することが必要であるので、当該年度の前年12月末日現在における保護者等の属する世帯員の住所、氏名、年齢等を記載するものとする。

### Ⅳ 収入額の算定及び需要額の測定

#### 1. 収入額の算定

収入額は次の(1)の額から(2)の額を控除し、その額に12分の1を乗じて得た額から(3)の額を控除した額とする。

- (1) 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- (2) 所得控除の対象として控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額
- (3) 同一世帯で2人以上、特別支援学校及び特別支援学級に通学している場合、当該通学者数から1を減じた数に保護基準に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

#### 2. 需要額の測定

需要額は、前年12月末日現在の世帯構成に基づくところにより保護基準によって測定した次に掲げる額の合計額とする。この場合の保護基準は前年12月末日現在において適用されているものによる（Ⅳ－1－(3)の障害者加算についても同様とする。）ものとし、額については毎年度示すものとする（(4)を除く。）。ただし、平成25年8月に実施された保護基準の見直しに伴い、本制度への影響が及ばないよう、平成26年度以降の取扱いについては、保護基準別表第9を除き、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって測定した次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類、第2類及び期末一時扶助費の表に示す額  
ただし、第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5を乗じて得た額、「期末一時扶助費」については12分の1を乗じて得た額
- (2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額
- (3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃・間代・地代等の額」に示す額
- (4) 特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級の児童並びに生徒が前年度において通学に要した交通費の額に12分の1を乗じて得た額

- (5) 特別支援学校の小学部及び中学部、小学校並びに中学校の児童並びに生徒に係る学校給食費（前年度の国の予算単価（年額）に12分の1を乗じて得た額）の額

V 収入額の算定及び需要額の測定上の留意事項

1. 収入額の算定については、保護者等に収入に関する市町村の証明書を提出させ、保護者等の記載内容の正確を期すること。
2. 世帯員で所得を得ている者が数人いる場合は、その合計額により保護者等の収入額とする。
3. 需要額の測定については、世帯員が別々に居住している場合の地域の級地区分は、その世帯の生活の本拠地の区分によること。
4. 収入額の算定及び需要額の測定は毎年度行うこと。
5. 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者について、その通学に係る特別に要する交通費を通学に要する交通費として補助の対象とする場合においても、この取扱いによるものとする。